

太田市支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの安全確認等の見守り支援が必要な世帯（以下「要支援家庭」という。）に対し、食材等の配付を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることにより、要支援家庭における児童虐待の早期発見及び早期対応の推進を目的として実施する太田市支援対象児童等見守り強化事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市（以下「市」という。）とし、運営について民間法人等（以下「運営法人」という。）へ委託して実施するものとする。

(運営法人の要件)

第3条 前条の運営法人は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 事業の趣旨を十分に理解していること。
- (2) 訪問する職員については、児童相談の実績があり、社会福祉士、児童福祉司、保育士等の資格を有していること。

(対象世帯)

第4条 要支援家庭として事業の支援対象となる世帯は、次の各号により市長が見守り支援を必要と認める児童等のいる世帯とする。

- (1) 太田市要保護児童対策地域協議会の支援対象となっている児童等
- (2) 地域社会から孤立しがちな家庭状況にある児童等

(利用手続)

第5条 事業による支援を希望する者は、太田市支援対象児童等見守り強化事業同意書（様式第1号。以下「同意書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市は前項の同意書の提出があった場合は、運営法人に依頼し、要支援家庭への事業による支援を開始するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、要支援家庭への事業による支援を開始することができるものとする。

(支援期間)

第6条 前条の規定による支援を開始した要支援家庭への支援期間は、原則として、6か月以内の期間とする。ただし、家庭状況等の確認結果により、支援を継続すべき事情があると判断された場合は、期間を延長して支援を行うものとする。

(支援の中止)

第7条 市長は、第5条の規定により支援を開始した要支援家庭が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支援を中止することができる。

- (1) 本市行政機関等の指示に従わない場合
 - (2) 運営法人等に対し、迷惑行為等があった場合
 - (3) 要支援家庭から支援の中止の申出があった場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が支援を中止することが必要と認めた場合
- (業務内容)

第8条 運営法人は、要支援家庭の児童虐待の早期発見及び早期対応並びに生活の維持・向上の推進のため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 市が依頼した要支援家庭に対する配付食材の準備
 - (2) 市が依頼した要支援家庭に対する食材の配付
 - (3) 食材の配付時における支援対象家庭の児童の状況確認
 - (4) 食材の配付時における市職員との同行訪問
 - (5) 市への業務報告
- (利用料等徴収の禁止)

第9条 運営法人は、事業の実施に当たり利用料等を要支援家庭から徴収することはできない。

(個人情報の保護)

第10条 市及び運営法人は、事業の実施により知り得た個人情報について、第三者に漏えいすることのないよう適正に管理し、法令及び条例を遵守しなければならない。

(実施結果の報告)

第11条 運営法人は、事業の実施結果について、当該事業を実施した月の翌月の10日までに市長へ太田市支援対象児童等見守り強化事業訪問報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。